

魚津市子育て新婚世帯 移住助成金

令和4年4月1日以降に、魚津市内の民間賃貸住宅に転入（住民登録）された40歳未満の子育て新婚世帯に助成金を支給します。

【1】対象世帯（世帯員全員が下記の全てを満たす場合は対象）

- ①申請日時点で、40歳未満の方
- ②令和4年4月1日以降に魚津市へ転入された方
- ③魚津市内の民間賃貸住宅に入居された方

【2】申請期限

転入日（住民登録の日）から2年以内

【3】各助成金の詳細

【1】の対象世帯の要件を満たす世帯で、下記の（1）,（2）を満たす場合、申請可能です。

（1）子育て世帯助成金 40万円

申請日時点で、15歳未満のお子様がいる世帯

※ただし、1年目20万円、2年目10万円、3年目10万円の分割支給になります。

（2）新婚世帯助成金 20万円

申請日時点で、婚姻後2年以内の夫婦世帯

最高

60万円



※（1）,（2）の助成金は併用・追加申請可能です。

※助成金は全額、魚津市内でご利用いただける電子地域通貨「MiraPay（ミラペイ）」での支給になります。

※申請者の転入日から3年以内に市外に転出等された場合、現金で全額返還していただきます。

Mira
Pay

詳細は
こちら
←



＜申請書の提出・問合せ先＞

魚津市役所 地域協働課 定住応援室（市役所2階）

〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号

TEL: 0765-23-1095 E-mail: teiju@city.uozu.lg.jp



助成金の詳細は
こちら

裏面もご覧ください

※本助成金は魚津市に長く住んでいただくことを目的としています。
申請につきましては、ご家庭の中で慎重にご検討ください。



よくあるお問い合わせ

Q 夫（申請者）が仕事の都合でやむを得ず、転入日から2年後に市外へ転出することになりました。助成金は返還しなければいけませんか？

＜新婚世帯助成金の場合＞

A 申請者が夫妻どちらかに関わらず、申請者の転入日から3年以内に別居等、夫妻の世帯が別になった場合、現金で全額返還していただきます。

＜子育て世帯助成金の場合＞

A 夫（申請者）が転入日から3年以内に市外へ転出される場合、現金で全額返還していただきます。ただし、妻が申請者であり、妻と子供は魚津市に在住し、夫が単身赴任する場合は、助成金の返還は必要ありません。申請者を夫妻どちらにするか、慎重にご検討ください。

Q 新婚世帯助成金を受け取りました。転入してから1年後に子供が生まれた場合、追加で子育て世帯助成金を申請できますか？

A ご出産おめでとうございます。転入日から2年以内にお子様が誕生された場合、追加で子育て世帯助成金を申請することができます。ただし、申請日時点で夫婦ともに40歳未満であること、民間賃貸住宅に入居していることが条件です。

Q 助成金の申請を検討していますが、世帯員の転入時期がずれてしまっています。申請をすることはできますか？

A 世帯員全員の転入日から2年以内であれば、転入日がずれっていても申請することができます。ただし、申請日時点で世帯員全員が40歳未満であり、民間賃貸住宅に入居していること、新婚世帯助成金の場合は婚姻後2年以内であること、子育て世帯助成金の場合は申請日時点でお子様が15歳未満であることが条件です。

詳しいQ&Aは、市のHPに随時更新しておりますので、ぜひご覧ください

その他、ご不明な点等ございましたら、
定住応援室までお気軽にお問い合わせください！！



↑市のHPは
こちら

申請の流れ

申請書の
提出



交付決定



MiraPayの
受け取り

提出書類

- ①申請書 ②誓約書 (①、②は市役所HPからダウンロード可能です)
- ③賃貸借契約書の写し
- ④戸籍謄本等、婚姻年月日を証明する書類 (新婚世帯助成金の場合)